

訴 状

知的財産高等裁判所御中

令和2年2月28日

原 告 ●●●●
代表者代表取締役 ●●●●

〒100-0014 (送達場所)

東京都千代田区永田町二丁目17番17号

日野法律特許事務所

電話番号 03-5510-7373

原告訴訟代理人 弁護士 日野修男

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号

被 告 キューピー株式会社

代表者代表取締役 長南 収

審決取消請求事件

訴訟物の価額 算定困難

貼用印紙額 金13,000円

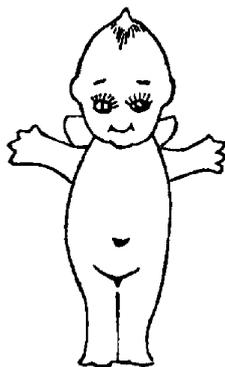
請 求 の 趣 旨

- 1 特許庁が無効2017-890064号事件について、令和2年1月21日付でなした審決を取消す。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

- 1 特許庁における手続の経緯
(1) 本件商標（登録第147269号商標）は、下記のとおりであり、

KEWPIE



キューピー

中央に裸体人形の図形を配し、その上部に同大同書体の「KEWPIE」の英文字、人形の図形の下部に同大同書体の「キューピー」のカタカナ文字からなる。

手続の経緯はつぎのとおりである。

大正11年4月1日に第41類「醤油、ソース、ケツヤツプ、酢類一切」を指定商品として中島董一郎が登録出願、同年10月27日に設定登録され、同14年5月4日に本権の登録の回復がなされ、その後、昭和17年7月14日株式会社中島薫商店へ移転登録、同17年10月13日商標権の存続期間の更新登録、同36年

1 1月20日株式会社キューピー商会へ移転登録、同37年1月22日被告に移転登録され、同37年8月22日、同48年4月12日、同58年1月27日、平成5年4月27日、同14年5月21日及び同24年8月14日に商標権の存続期間の更新登録がされ、同15年11月26日にその指定商品を第30類「ウースターソース、グレービーソース、ケチャップソース、しょうゆ、食酢、酢の素、ドレッシング、ホワイトソース、マヨネーズソース」とする指定商品の書換登録がされたものである。

(2) 原告は、平成29年9月15日、被告を被請求人として、本件登録商標は商標法（大正10年4月30日法律第99号）第2条1項4号「秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ」、同11号「商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」に該当し同法16条1項1号により無効にすべきものであると審判請求し、上記審判請求は無効2017-890064号事件として審理された。

(3) 令和2年1月21日、特許庁は「本件商標の登録は、旧商標法第2条第1項第4号及び同項第11号のいずれにも違反してされたものとは認められないから、同法第16条第1項第1号により、その登録を無効とすることはできない。」とし、「本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする。」と審決をし、同審決の謄本は令和2年2月3日に原告に送達された。

2 審決取消の理由

審決の認否を含めて、追って、準備書面により主張する。

添付書類

1 訴訟委任状	1 通
2 法人資格証明書	1 通
3 審決謄本	1 通